

第1章 教育の現状と課題

第1節 教育を取り巻く社会の変化と課題

急激な少子化・高齢化の進行や人口減少局面への移行による生産年齢人口の減少により、経済規模の縮小や税収減、社会保障費の増大を招くことが懸念されており、社会全体の活力の低下を防ぎ、持続可能な社会をどのように構築していくかが課題となっています。

情報通信技術の進歩や交通網の発展により、文化や経済のほか様々な分野で交流や連携のグローバル化が進展しています。自国や自分の住む地域の歴史や伝統に対する理解をより一層深めることを基礎として、様々な文化や価値観を理解する国際的な感覚を養うことが求められています。

都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化により、地域社会等のつながりや支え合いといったセーフティネット機能の低下が指摘されており、個々人の孤立化や文化・規範の次世代への継承が困難となる恐れがあります。また、このことは、規範意識の低下という教育上の問題の一因ともなっています。

終身雇用や年功序列といった従来の雇用慣習が変化しつつあるとともに、若年層における非正規雇用の割合が増加するなど、雇用環境は厳しさを増しています。また、地方の衰退や疲弊など地域間の格差、世代間・世代内の社会的・経済的格差、さらには希望の格差の一層の進行が指摘されており、教育やその後の就業の状況などとあいまって、格差の再生産や固定化が進行し、これが社会の活力低下や不安定化につながるものが懸念されています。

環境問題や食糧・エネルギー問題、民族・宗教紛争など地球規模の課題に直面しており、従来の物質的な豊かさのみを追求するという視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいく必要があります。

これらの様々な課題を抱える一方、私たちには、多様な文化・芸術や優れた感性、世界をリードする科学技術や「ものづくり」の基盤技術、勤勉性・協調性や思いやりの心、読み・書き・計算などの基礎的な知識技能の平均レベルの高さ、そして先の大震災でも改めて認識された人の絆といった、特質や力があります。

先に述べた様々な課題を克服するため、持てる強みを伸ばしつつ、多様な個性・能力を伸ばし充実した人生を主体的に切り開いていく「自立」、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画する「協働」、そして、それらを通じた新たな価値の「創造」という、3つの理念を実現する、人々が生涯に渡って学び続けていくことのできる社会を構築することが求められています。

さらに、一人ひとりが「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づき行動することが求められています。

第2節 奥州市における教育の現状と課題

奥州市の学校教育の分野において、学校経営の充実については、まなびフェスタの作成と活用による目標達成型の学校経営は定着しておりますが、国が進めるコミュニティ・スクールの完全実施に向け、学校運営協議会の設置について具体的に進め、より充実した学校経営を目指していく必要があります。また、東日本大震災津波から10年が経過した今年度は、改めて「復興教育」の意義を見直すとともに、その充実のため、「いわての復興教育副読本」の計画的な活用による全教育課程での取組を進めていく必要があります。

確かな学力を保障する教育の充実については、児童生徒の「学力」の現状は、標準学力検査の結果から、小学校は実施した全学年・全教科において全国平均を上回っています。課題の見られた中学校では、全国比が100以下の教科がみられるものの、ここ数年、全国比が概ね上昇傾向にあり、改善が図られています。児童生徒に確かな学力を保障するために、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を推進してまいります。加えて、例年、高校進学をする市内中学生の25～30%が市外の高校に進学する現状があることから、中学生が地元の高校の魅力を理解できるよう、中高連携を推進する必要があります。

情報教育の推進については、令和3年度において、国が進めるGIGAスクール構想に沿って、児童生徒が使用する教育用コンピューターを、全ての児童生徒に配備しています。今後は、教育用コンピューターの活用や電子教科書の導入を見据え、教職員の計画的な研修やICT教育に精通した人材の活用など、教育環境の整備を図っていく必要があります。

また、社会生活においてICTを日常的に活用することが当たり前となりつつある中で、授業等において情報活用能力の育成・向上を図り、児童生徒が目まぐるしく変動するこれからの社会をたくましく生き抜く力を身に付けられるよう学習を進める必要があります。

なお、携帯電話・スマートフォンやSNSが児童生徒にも急速に普及しており、それらの利用に伴う犯罪被害やいじめなどの問題も増加傾向にあることから、児童生徒に情報モラルを身に付けさせ、情報活用能力の向上とともに学習を行う必要があります。

心の教育の充実については、児童生徒の「豊かな心」の現状は、全国学力・学習状況調査の質問紙の結果から、例年、小・中ともに規範意識や思いやりの心が育っている様子が見られますが、自己肯定感はやや低い状況にあります。不登校出現率は全国平均を下回っているものの、特に小学校における増加が見られ、どの学年にも出現しております。児童生徒が生き生きと充実した学校生活を送るためには、魅力ある学校づくりや関係機関との連携を図ることについ

て、より一層強く推進する必要があります。そのようにすることにより、年々、要因が多様化している不登校やいじめに対して「未然防止」、「早期発見」、「自立支援」の視点で取組を進める必要があります。

健やかな体を育む教育の推進について、児童生徒の「体力」の現状は、全国体力・運動能力調査の結果から、例年は総合評価で小中ともに全国平均を概ね上回っています。しかし、種目別にみると50m走は全国平均を下回っていることから、体力の維持・向上に努める必要があります。

幼保小連携の充実については、幼保小の円滑な接続を目指した推進体制が構築され、また、幼児教育アドバイザーを活用した取組がなされ、幼保小の連携が図られているものの、依然として地域や園、学校間の取組の差が大きい状況にあります。子どもたちの小学校生活への円滑な移行を図るためにも、「接続カリキュラム」を基にした実践レベルでの連携の具体をさらに検討していく必要があります。

特別支援教育の推進については、特別な支援を要する児童・生徒は年々増加しており、通常学級においても個別な対応を必要とする児童・生徒が増えてきております。障がいや発達の状況に応じた教育課程の編成や支援は行われているものの、個別の指導計画・教育支援計画の活用促進や校内支援体制など、児童・生徒一人ひとりの特性やニーズに基づいた計画的・継続的・組織的な支援の充実を図り、切れ目のない教育を推進する必要があります。加えて、障がいのある・なしに関わらず、「共に学び、共に育つ教育」の推進と共生社会の実現に向けて、交流の機会の拡大及び充実を図り、すべての子どもが心豊かに主体的に生活することができる相互理解と地域づくりを推進する必要があります。

学校法人への支援については、多様な教育機会の提供に貢献している私立学校教育の振興を図ることが求められています。

就学等支援の充実については、経済的理由により就学が困難な児童生徒への支援対策として、就学支援制度や奨学金制度を広くPRする必要があります。また、奨学基金の計画的運用のために、滞納対策の強化が必要です。

安全・安心な教育環境の充実について、奥州市には、小学校が27校、中学校が9校、幼稚園が6園、学校給食センター及び単独調理場が8施設あります。これら施設については、児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう日常の施設管理に努めるほか、改修や修繕が必要となった場合は、優先順位を判断し計画的な解消に取り組む必要があります。また、学校給食施設においては統廃合を図りながら、適正規模の調理人員及び車両等備品の配置を行い、安心・安全な学校給食の提供に努める必要があります。

教育施設の適正化については、奥州市学校再編計画に基づく学校再編を推進し、規模の適正化に努めます。

市の教育関係施設は半数以上が築30年を超え、老朽化が著しいものもあるほか、教育を取り巻く環境においては、児童生徒の減少傾向への対応や環境との共生に一層の配慮が求められる社会情勢を踏まえ、状況に応じた再編や計画的

な改修・改築などを進める必要があります。

その実施に際しては、「奥州市立教育・保育施設再編計画」、「奥州市学校再編計画」及び「奥州市学校給食施設再編計画」に示した方針に基づき、地域住民の理解を得ながら進める必要があります。

また、学校施設は学習のための場であるのみならず、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であり、安全でゆとりと潤いのある施設整備が求められます。特に、障がいのある児童生徒に対応するため、障がいに応じたバリアフリー化など施設の整備を進める必要があります。

災害発生時には児童生徒等の人命を守るとともに、教育活動が早期に再開可能となるよう、十分配慮するとともに、障がい者、高齢者、妊産婦等の要配慮者を含む、地域住民の避難場所としての利用も想定されることから、利用しやすさの向上に配慮した施設整備が求められます。

生涯学習・文化活動の分野においては、社会情勢や日常までもが目まぐるしく変化するなかであっても、人生の各段階において多様な目的を持った学びが得られるよう、生涯を通じた学習機会の提供や家庭・地域の教育力の強化などの「生涯学習社会」の実現に向けた取組が必要です。

市民がまちづくりの主体となる「住民自治」を実現すべく取組を進めている協働のまちづくりでは、市内の各地区センターにおいて地区振興会による生涯学習事業が実施されており、効果的かつ継続的な事業展開のためには知識習得や手法向上等につながる人材育成の継続的な支援が不可欠です。

読書の推進活動では、特に幼少期から読書習慣を身につけることが、学ぶ楽しさや知る楽しみの体感、知識や教養の習得が主体的な社会形成への参画につながる等、重要な取組となることから、家庭における読書活動の推進が不可欠です。併せて、ボランティアによる読み聞かせを実施する等の取組により、当市の子どもの読書冊数は県平均を上回り、近年も増加傾向が見られますが、高学年になるにつれ、これらに鈍化傾向も見られることから、継続して「本に親しむ活動」に取り組む必要があります。

生涯学習施設、図書館及び文化会館等の施設は効率的な運営と安全管理に努めるとともに、公共施設等総合管理計画個別計画にあわせた適切な維持管理や再配置を行っていく必要があります。

文化活動については、芸術文化団体の幅広い交流による活性化と活動の持続化を図るとともに、多彩な芸術鑑賞機会を提供することが必要です。

文化財について、奥州市には、国指定18件、県指定51件、市指定228件の指定文化財をはじめ、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が約1,100ヶ所を数えるなど、多くの文化財が残されており、これらの積極的な公開と活用を推進するための総合的な計画となる文化財保存活用地域計画の策定が必要です。

世界遺産登録推進については、引き続き県及び関係市町と連携して、拡張登録の実現に向けた取組を進めるとともに、白鳥館遺跡、長者ヶ原廃寺跡について、適切な保存管理と整備活用を図ることが必要です。

老朽化が進む文化財施設については、施設の性格、利用状況、市域全体のバランスなどを勘案して、施設の整理統合について検討が必要です。

市が所有する歴史的建造物については、適切な保存管理と、計画的な修繕が必要であり、特に経年劣化が著しい重要文化財旧高橋家住宅の大規模な保存修理が喫緊の課題です。

市内に残されている多くの古文書など歴史資料については、所蔵調査のうえ、目録を作成するとともに、解読を進めることが必要です。

指定文化財を次世代へ継承していくため、定期的な点検を行うとともに、所有者等に対し、適切な保存と管理が行われるよう支援が必要です。

無形民俗文化財については、継承と保存のため、発表の機会を提供するとともに、用具更新などに対し支援が必要です。

スポーツの分野では、市民の健康志向の高まりにより、技能や能力を伸ばすことを目的とした競技スポーツだけでなく、年齢・性別を問わずに市民誰もが「する」、「見る」、「支える」といった様々な形でスポーツに参画できるよう、気軽に楽しめるスポーツイベント、スポーツ施設、スポーツ指導者等の情報の提供など、スポーツ活動の多様化に即した、各種環境の充実が必要です。また、健康づくりのために行われる様々な身体活動に際しては、これまでスポーツに関わってこなかった人など、個々のライフスタイルに合わせて自発的に取り組めるような環境づくりに努めることも必要です。

コミュニティスポーツ活動を推し進め、奥州市民の一体感を醸成するためには、市民の主体的なスポーツ活動とともに地域単位や全市的なイベントの開催が必要です。あわせて、スポーツ活動の意識を高めるには、競技水準の向上に伴う機運の高まりも重要な要素であり、国際大会や全国大会などで活躍する選手の育成、指導者の養成が必要です。

各種大会の開催や競技の普及活動、競技水準の向上、コミュニティスポーツ活動の奨励には、体育協会をはじめとする各種団体との連携が必要不可欠です。

スポーツに接する機会の創出のために、イベントや施設の利用状況などの各種情報をホームページ、報道機関、関係団体を通じて市民に提供することが必要です。

現在、当市が保有するスポーツ施設は老朽化が進んでおり、効率的・効果的な管理運営に努めながら、公共施設等総合管理計画個別計画にあわせ、適切な改修や再配置を行っていくことが必要です。

きめ細かな情報提供の推進については、教育行政に対する市民の関心の高まりや要望の多様化等を踏まえ、教育のさまざまな問題に適切に対処し要望に応じていくためには、市民の理解と協力が必要であることから、教育行政全般の積極的な情報公開が求められます。また、教育委員会の会議内容等についても一層の情報公開を進め、教育行政の現状と課題について市民理解の増進を図っていく必要があります。

市の在住外国人数は増加傾向にあり、地域の国際化も進んでいます。また、

市が重要施策として掲げる I L C 計画の実現に向けて、海外からの研究者及びその家族を受け入れる環境づくりが求められており、市民各年代を対象とした英語教育や、異文化理解と国際感覚を身につけるための学習機会を提供する必要があります。

第2章 計画が目指す奥州市の教育

第1節 目標とする教育の将来像

本市における教育の現状と課題を踏まえ、本計画の「目標とする教育の将来像」を次のとおり設定します。

新しい奥州を担う人づくり

まちは「人」により支えられ、「人づくり」は家庭教育、幼児教育に始まり学校教育、社会教育に引き続く生涯にわたる学習の中で育まれます。「学び」を通して豊かな人生を送ることができ、「学び」で培った広い視野を地域の視点での発想に生かすことができ、地域課題の解決に意欲と責任を持って行動できる「新しい奥州を担う人」の育成を、学校、地域、行政などの有機的な連携・協力体制を構築して目指していきます。

第2節 基本理念と施策の基本方向

「目標とする教育の将来像」を実現するために、施策の構築を進めていくうえでの基本理念と、市の教育施策の基本方向を次のとおり定めます。

学ぶことが奥州市の伝統であり未来である

奥州市の発展の源は、先人後藤新平のことばどおり、「一に人、二に人、三に人」と考えております。

奥州市には、「学ぶこと」を真摯に実践するという伝統があります。

江戸時代末期、子どもたちを教育する場は、寺子屋でした。学習の基礎・基本を養いながら徳育に取り組んでおりました。この伝統は、現在も寺子屋事業やジュニアリーダー等の市民有志による多彩な活動として引き継がれております。このように奥州市は、子どもたちを豊かに育てる「学び」を大切にしてきたまちであります。

この「学び」の伝統を生かし未来に向けてさらに発展させるため、子どもたちの健全育成を主軸に、市民こぞってかかわり、市民自らも育つ図式を創ってまいりたいと考えております。

第3節 目標とする教育の将来像を達成するための重点目標

教育は、個人がより良く「生きる力」を備えるための礎であるとともに、社会全体の存立基盤を形づくる価値形成活動であることから、教育委員会だけの取組だけではなく、国、県、市、学校、保護者、地域住民、企業、社会教育

団体、民間教育事業者、NPO、メディアなど、官・民を通じた様々な関係者の取組が必要不可欠です。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づき主体的に取り組む必要があります。

目標とする教育の将来像「新しい奥州を担う人づくり」を達成するための重点目標を次のとおり定めます。

知育・徳育・体育の向上

教育に対する社会全体の連携強化を図るため、目的意識を共有し役割分担を明確にした官民一体の推進体制の構築を進めます。

第4節 計画の推進方策と進行管理

教育振興基本計画を効果的かつ着実に実施するためには、施策の成果の点検と評価を行い、その結果を次の施策の見直しに反映させることが不可欠です。また、重点目標に掲げた「知育・徳育・体育の向上」を推進する実施計画事業に、より多くの市民参画を得ながら施策を展開していくためには、施策の立案や決定に至るプロセスの透明性を確保する必要があります。

このため、毎年度実施計画の進行管理を実施し、施策の成果の点検及び評価を行うとともに、その結果を広く情報公開していきます。

第5節 施策の体系

基本方針 (大項目)	施策が目指す方向 (中項目)	施策推進のための主な取組等 (小項目)
I 「生きる力」を育む学校教育の充実	(1) 学校教育の充実	ア 学校経営の充実 イ 確かな学力を保障する教育の充実 ウ 情報教育の推進 エ 心の教育の充実 オ 健やかな体を育む教育の充実 カ 幼保小連携の充実 キ 特別支援教育の推進 ク 学校法人への支援 ケ 就学等支援の充実
	(2) 社会の変化に対応した教育環境の推進	ア 安全・安心な教育環境の充実 イ 教育施設の適正化
II 豊かな生き方を築く生涯学習・文化活動の推進	(1) 生涯にわたる学習活動への支援	ア 生涯学習事業の推進 イ 地域支援体制の構築 ウ 家庭教育の支援 エ 青少年育成の推進 オ 生涯学習施設の適正な維持管理
	(2) 本に親しむ活動の推進	ア 子ども読書活動の推進 イ 図書館利用を通じた課題解決支援 ウ 図書資料・視聴覚教材の整備充実 エ 図書館の適正な維持管理
	(3) 芸術文化の推進	ア 市民の芸術文化活動の推進 イ 文化会館の適正な維持管理
III 次代をつむぐ歴史遺産の保存と活用	(1) 歴史遺産の公開と活用	ア 国指定史跡名勝の公開活用 イ 歴史的建造物等の公開活用 ウ 先人顕彰の推進 エ 文化財施設による歴史遺産の公開活用 オ 文化財施設の再編統合
	(2) 文化財の調査研究の推進	ア 歴史的建造物の調査研究 イ 歴史資料等の調査・研究の推進 ウ 埋蔵文化財発掘調査 エ 世界文化遺産拡張登録の推進
	(3) 文化財の保存と管理	ア 有形文化財の保存と管理 イ 民俗文化財の保存と育成支援 ウ 史跡・名勝・天然記念物の保存と管理 エ 文化財施設の資料・環境整備

	(4) 文化財保護体制の充実	ア 学芸指導体制の強化 イ 文化財関係機関との連携強化
IV 潤い豊かなスポーツライフの推進	(1) ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	ア 全市事業の推進 イ コミュニティスポーツの支援 ウ スポーツに接する機会の提供 エ 顕彰活動
	(2) 競技水準の向上	ア 選手育成、強化の支援 イ 指導者養成
	(3) スポーツを支える基盤の整備	ア 施設の適正な配置と維持・管理 イ スポーツ推進委員との連携 ウ 関係団体との連携